## 病院医療監視チェック表(放射線関係)

病院名			
検査日			
<b></b>	•	•	•

検査者		•		
調査項目		調査の視点	レベル	H20 判定
2 管理				
2-1 医療法の手続				
2-1-5 診療放射線機器の届出	巡視	手続きが適正に行われているか	不適合	
	地民	届出されていない診療放射線機器を備えていないか	不適合	
2-2 患者入院状況				
2-2-5 器具、同位元素治療患者の 放射線治療室以外の入院禁 止	巡視	診療用放射線照射器具又は診療用放射線同位元素で治療中の入院患者を説明聴取、または放射線治療室で実際に確認	不適合	
2-2-6 放射線治療室への他の患者 の入院防止		放射線治療病室での <mark>実地</mark> 確認	不適合	
2-8 職員の健康管理				
2-8-4 放射線関係職員の検診等		放射線業務に常時従事している関係職員に電離放射線障害防止規則に基づく健康診断 を実施しているか(電離放射線障害防止規則第56条)	不適合	
	書類	電離放射線健康診断個人票を作成し、30年間保存しているか。ただし、5年間保存した後、厚生労働大臣の指定した機関に引き渡すときはこの限りでない。 (電離放射線障害防止規則第57条)	口頭指導	
3 帳票•記録				
3-4 エックス線装置等に関	目する	記録		
3-4-1 装置及び器具の使用時間の 記録及び保存	書類	装置又は器具の1週間あたりの延べ使用時間をその使用する室ごとに帳簿に記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存しているか(ただし、その室の画壁等の外側が所定の線量当量率以下になるよう遮へいされている場合はこの限りでない)(医療法施行規則第30条の23第1項)	不適合	
3-4-2 器具、同位元素及び同位元 素による汚染物の記録及び 保存		医療法施行規則第27条第2項に規定する診療用放射線照射器具及び診療用放射線同位元素並びに放射線同位元素によって汚染された物の廃棄に関する帳簿の記載が適正に行われており、帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しているか(医療法施行規則第30条の23第2項)	不適合	
3-4-3 線量当量等の測定、記録及 び保存		放射線障害が発生するおそれがある場所について、所定の方法により診療時間開始前及び開始後1か月に1回以上放射線の量及び放射線同位元素による汚染の状況が測定され、その結果に関する記録が5年間保存されているか(医療法施行規則第30条の22)(X線装置等を固定して取り扱う場合は6月を超えない期間毎に1回の測定) ※直近の測定結果を確認 測定日: 測定者:	不適合	
3-4-4 治療用エックス線装置等の放射線量の測定保存		治療用エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用放射線照射装置の放射線量が6月を超えない期間ごとに1回以上線量計で測定され、その結果に関する記録が5年間保存されているか(医療法施行規則第30条の21) ※直近の測定結果を確認測定日:	不適合	

3-4-他照射録		書類	診療放射線技師は、放射線を人体に対して照射したときは、遅滞なく必要事項を記載した 照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受けているか (診療放射線技師法第28条第1項)	不適合	
			照射録の記載事項は適切か 〈照射録記載事項〉(診療放射線技師法施行規則第16条) ①照射を受けた者の氏名、性別及び年齢 □ ②照射の年月日 □ ③照射の方法(具体的にかつ精細に記載すること。) □ ④指示を受けた医師又は歯科医師の氏名及びその指示の内容 □	不適合	
			書面に代えて電磁的記録により作成、保存を行う場合、その方法は適切か ※照射録については、法令上保存義務が課されておらず、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用対象外であるが、保存要件、署名要件の基準を満たした場合、電磁的記録による作成、保存及び署名が認められる		
			電子照射録の場合は、以下の項目を担保していること ①承認(指示)医師の個人認証が確保されていること ②必要事項が掲載されていること ③必要に応じて、書面に出力できること		
4	終發託				
4 — 医療	10 用放射性汚染物の廃棄	書類	廃棄の委託者が厚生労働省令で指定を受けたものであるか(医療法施行規則30条の14の2) 廃棄業者:日本アイソトープ協会であることを確認	不適合	
6	放射線管理				
6-	1 管理区域				
1	管理区域の設定と標識	巡視書類	管理区域について適切な措置がとられているか(医療法施行規則第30条の16第1項) ①管理区域の設定が適切であるか(建物平面図又は医療法関係書類等) 口 ②管理区域である旨を示す標識が付されているか 口	不適合	
2	管理区域への立入制限 と被ばく防止の措置	巡視	管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置が講じられているか (医療法施行規則第30条の16第2項)	不適合	
6-2	2 敷地の境界等におけ	る防部	養措置		
		巡視	敷地内の人が居住する区域及び敷地の境界における線量を所定の線量以下にするため の遮蔽等の措置が講じられている(医療法施行規則第30条の17)	不適合	
6-3	3 放射線障害の防止に	必要	な注意事項の掲示		
		巡視	放射線等取扱施設に患者及び取扱者に対する放射線障害の防止に必要な注意事項が掲示されているか(医療法施行規則第30条の13)	不適合	
6-4	4 放射線装置・器具・機	器及	び同位元素の使用室・病室の標識		
1	診療室及び各装置・機 械使用室並びに治療病 室としての標識		当該診療室又は各装置・機器使用室等である旨の標識が付されているか (医療法施行規則第30条の12)	不適合	
2	各使用室の出入口の構 造	巡視	診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置(器具)使用室及び 診療用放射性同位元素使用室については、人が出入りする出入口が1か所となっている か(医療法施行規則第30条の5第1項第2号及び同規則第30条の6第1項第3号)	不適合	
6-!	5 使用中の表示				
1	使用室の出入口の標識	\	エックス線装置を使用している時はエックス線診療室の出入口にその旨が表示されるか (医療法施行規則第30条の5第1項第3号及び同規則第30条の6第1項第4号)	不適合	
2	放射線の発生・照射が自動的に表示する装置	巡視	診療用高エネルギー放射線発生装置使用室及び診療用放射線照射装置用室の出入口に放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置が設けられているか(医療法施行規則第30条の5第1項第2号及び同規則第30条の6第1項第3号)	不適合	

6-6 移動型エックス線装置の保管								
		\// ±0	①移動型エックス線装置の保管場所及び保管方法が適切か					
		巡視	②移動型エックス線装置の保管場所が鍵のかかる場所であること、又は装置等に鍵をかけて移動,破損させられないようにしているか					
6-7	6-7 取扱者の遵守事項							
1	同位元素使用室内の作 業衣の着用		作業衣に更衣して作業できるように設備・作業衣等が設置されているか (医療法施行規則第30条の20第1項第1号)	不適合				
2	同位元素に汚染された 物の持ち出し禁止		当該管理区域内に同位元素に汚染された物を保管管理する設備が設けられているか (医療法施行規則第30条の20第1項第2号)	不適合				
			おむつ等の同位元素に汚染された物を保管廃棄する場合、その受入及び廃棄について帳簿を備え適正に管理されているか	不適合				
6-8	3 従事者の被ばく防止	の措置	1					
			①被ばく防止のための防護衣等が設置されているか					
			②ガラスバッチ等を使用して定期的に従事者の外部被ばく線量の測定を行っているか(測 定記録等を確認)(医療法施行規則第30条の18)					
		巡視 書類	※直近の測定結果を確認 <mark>測定日:</mark>	不適合				
			測定者:					
6-9	ョ 患者の被ばく防止の	措置						
		巡視	放射線により治療を受けている患者以外の入院患者が所定の被ばく線量を超えて被ばく しないような遮蔽等の措置が講じられているか(医療法施行規則第30条の19)	不適合				
6-	10 器具又は同位元素	で治療	を受けている患者の表示					
		巡視	診療用放射線照射器具又は診療用放射線同位元素により治療を受けている患者に適当 な標示を付しているか(医療法施行規則第30条の20第2項第2号)	不適合				
6-	1 使用・貯蔵等の施設	<b>投整備</b>						
		巡視	放射線装置・器具・機器の使用又は放射線同位元素の使用・貯蔵・運搬・廃棄について認められた施設設備で使用、貯蔵、運搬、廃棄をしているか (医療法施行規則第30条の9、30条の10、30条の11)	不適合				
6-	2 照射器具及び同位	元素の	)管理					
1	照射器具の紛失防止	書類 巡視	照射器具の紛失防止について管理責任者を明確にし適切に管理しているか	不適合				
2	同位元素の廃止後の措 置	書類巡視	①保管場所及び保管方法が適切である(医療法施行規則第30条の24)	不適合				
0		~_ I/L	②廃止後の措置、処分方法等が適切であるか(関係書類を確認)					
6-	l3 障害防止措置 ————————————————————————————————————	書類	## @ @ /   ###¥ nn # ##   _   _   _   _   _   _   _   _					
		巡視	装置の仕様説明書等により放射線装置に所定の障害防止の方法が講じられているか	不適合				
6-	4 閉鎖施設の設備・器	具		ı				
1	外部に通じる部分の閉 鎖のための設備等	巡視	放射線同位元素装備診療機器使用室、貯蔵施設、保管廃棄設備の外部に通じる部分に 閉鎖のための設備又は器具を設けているか (医療法施行規則第30条の9第1項第6号及び同30条の11第1項第5号ハ)	不適合				
2	廃液処理槽の開口部の 構造と人の立入禁止措	巡視	①廃液処理槽の上部開口部の周囲が人がみだりに立ち入れないよう柵等で区画され、その出入口に鍵その他の閉鎖のための設備又は器具が設けられているか 口(医療法施行規則第30条の11第1項第2号二)	不適合				
	置		②当該場所について適切な表示がなされているか 口 (医療法施行規則第30条の11第1項第2号ホ)					

	15 放射線同位元素使	用室の	)設置		
1	放射線測定器、汚染除 去器の設置		使用室の出入口付近に汚染の検査に必要な放射線測定器、汚染除去に必要な機材、薬剤及び洗浄設備並びに更衣設備が設けられているか(医療法施行規則第30条の8第1項第8号)	不適合	
2	準備室の排気設備	巡視	①準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられている時には、排気設備が連結されているか(医療法施行規則第30条の8第1項第11号)	不適合	
			②洗浄設備が設けられているか。また、排水設備に連結しているか(医療法施行規則第30条の8第1項第9号及び10号)		
3	準備室の構造等		①主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっているか(医療法施行規 則第30条の8第1項第1号)	不適合	
			②診療用放射性同位元素の調剤等を行う室(準備室)とこれを用いて診療を行う室とに区画しているか(医療法施行規則第30条の8第1項第2号)	不適合	
			③画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへいすることができるものとなっているか。 (ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である画壁等については、この限りでない。)(医療法施行規則第30条の8第1項第3号)	不適合	
		巡視	④人が常時出入する出入口は、一箇所となっているか (医療法施行規則第30条の8第1項第4号)	不適合	
			⑤診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識を付しているか (医療法施行規則第30条の8第1項第5号)	不適合	
			⑥内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、〈ぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの少ないものとしているか(医療法施行規則第30条の8第1項第6号)	不適合	
			⑦内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、 平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げているか(医 療法施行規則第30条の8第1項第7号)	不適合	
6-	16 貯蔵箱等の障害防				
1	貯蔵容器等の防護	巡視	貯蔵容器及び運搬容器が所定のように適切に遮蔽することができるものであるか (医療法施行規則第30条の9)	不適合	
2	容器の構造と材質		①貯蔵又は運搬する際に空気を汚染するおそれがある場合に使用する貯蔵容器及び運搬容器は気密構造となっているか(医療法施行規則第30条の9第1項第8号ロ)		
		\/// \		アマム	
		巡視	②液状の物を貯蔵又は運搬する場合に使用する貯蔵容器及び運搬容器は、こぼれにくい 構造で液体の浸透しにくい材料でできているか(医療法施行規則第30条の9第1項第8号 ハ)	不適合	
3			②液状の物を貯蔵又は連搬する場合に使用する貯蔵容器及び連搬容器は、こはれにくい 構造で液体の浸透しにくい材料でできているか(医療法施行規則第30条の9第1項第8号	不適合	
6-	標識の標示		(2)液状の物を貯蔵又は連搬する場合に使用する貯蔵容器及び連搬容器は、こはれにくい 構造で液体の浸透しにくい材料でできているか(医療法施行規則第30条の9第1項第8号 ハ) 貯蔵容器、運搬容器又は保管廃棄容器を示す標識が付されているか		
6-	標識の標示 17 廃棄施設 排液処理槽の構造	巡視	②液状の物を貯蔵又は連搬する場合に使用する貯蔵容器及び連搬容器は、こはれにくい構造で液体の浸透しにくい材料でできているか(医療法施行規則第30条の9第1項第8号ハ) 貯蔵容器、運搬容器又は保管廃棄容器を示す標識が付されているか(医療法施行規則第30条の9第1項第8号二) 排水施設において排液流出の調整装置が設けられているか(医療法施行規則第30条の11第1項第2号ハ)		
6-	標識の標示 17 廃棄施設 排液処理槽の構造	巡視	②液状の物を貯蔵又は連搬する場合に使用する貯蔵容器及び連搬容器は、こはれにくい 構造で液体の浸透しにくい材料でできているか(医療法施行規則第30条の9第1項第8号 ハ) 貯蔵容器、運搬容器又は保管廃棄容器を示す標識が付されているか (医療法施行規則第30条の9第1項第8号二) 排水施設において排液流出の調整装置が設けられているか	不適合	
6-	標識の標示 17 廃棄施設 排液処理槽の構造 排気設備の空気拡散防	巡視	②液状の物を貯蔵又は連搬する場合に使用する貯蔵容器及び連搬容器は、こはれにくい構造で液体の浸透しにくい材料でできているか(医療法施行規則第30条の9第1項第8号ハ) 貯蔵容器、運搬容器又は保管廃棄容器を示す標識が付されているか(医療法施行規則第30条の9第1項第8号ニ)  排水施設において排液流出の調整装置が設けられているか(医療法施行規則第30条の11第1項第2号ハ) 排気設備において放射性同位元素によって汚染された空気の拡がりを急速に防止するこ	不適合	
61	標識の標示 17 廃棄施設 排液処理槽の構造 排気設備の空気拡散防止の設備 標識の標示	巡視	②液状の物を貯蔵又は連搬する場合に使用する貯蔵容器及び連搬容器は、こはれにくい構造で液体の浸透しにくい材料でできているか(医療法施行規則第30条の9第1項第8号ハ) 貯蔵容器、運搬容器又は保管廃棄容器を示す標識が付されているか(医療法施行規則第30条の9第1項第8号ニ) 排水施設において排液流出の調整装置が設けられているか(医療法施行規則第30条の11第1項第2号ハ) 排気設備において放射性同位元素によって汚染された空気の拡がりを急速に防止することができる装置が設けられているか(医療法施行規則第30条の11第1項第3号) 排水設備、排気設備、廃棄作業室、汚染検査室、保管廃棄設備の標識が付されているか	不適合不適合	
61	標識の標示 17 廃棄施設 排液処理槽の構造 排気設備の空気拡散防止の設備 標識の標示	巡視	②液状の物を貯蔵又は連搬する場合に使用する貯蔵容器及び連搬容器は、こはれにくい構造で液体の浸透しにくい材料でできているか(医療法施行規則第30条の9第1項第8号ハ) 貯蔵容器、運搬容器又は保管廃棄容器を示す標識が付されているか(医療法施行規則第30条の9第1項第8号ニ) 排水施設において排液流出の調整装置が設けられているか(医療法施行規則第30条の11第1項第2号ハ) 排気設備において放射性同位元素によって汚染された空気の拡がりを急速に防止することができる装置が設けられているか(医療法施行規則第30条の11第1項第3号) 排水設備、排気設備、廃棄作業室、汚染検査室、保管廃棄設備の標識が付されているか	不適合不適合	

6-	6-19 陽電子断層撮影診断用放射性同位元素の使用体制の確保					
1	放射線障害の防止に関 する予防措置	巡視書類	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の構造設備等が適切であるか (医療法施行規則第30条の8の2) ①画壁等の外側の実効線量は、1mSV/W以下に遮蔽されているか □ ②主要構造は、耐火構造又は不燃材料が用いられているか □ ③準備室、診療室、待機室が区画されているか □ ④材質及び形状は適切か □ ⑤人が常時出入りする入り口は1か所であるか □ ⑥陽電子断層診断装置を操作する場所が使用室外に設けてあるか □ ⑦出入口付近に汚染検査や汚染除去に必要な器財及び設備が設けられているか □	不適合		
2	陽電子断層撮影診断用 放射性同位元素を使用 できる医師又は歯科医 師の配置	書類	陽電子断層撮影診断用放射性同位元素を使用できる医師又は歯科医師を配置し、医療 法第15条第3項及び医療法施行規則第28条に基づく届出がされているか (医療法第15条第3項及び同法施行規則第28条)	不適合		
その	他					
	記帳		(1)病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、規則に掲げる室ごとにそれぞれ規則に掲げる装置又は器具の一週間当たりの延べ使用時間を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存しているか (ただし、その室の画壁等の外側における実効線量率がそれぞれ規則に掲げる線量率以下になるようにしゃへいされている室については、この限りでない) (医療法施行規則第30条の23第1項)	不適合		
		書類	(2)病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の入手、使用及び廃棄並びに放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に関し、次に掲げる事項を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しているか(医療法施行規則第30条の23)			
			〈記載事項〉 ①入手、使用又は廃棄の年月日 ②入手、使用又は廃棄に係る診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の型式 及び個数 ③入手、使用又は廃棄に係る診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具に装備 する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量 ④入手、使用若しくは廃棄に係る医療用放射性汚染物の種類及びベクレル単位をもって 表した数量	不適合		
	不適合事項(後日、文書	指摘を	⑤使用した者の氏名又は廃棄に従事した者の氏名並びに廃棄の方法及び場所 とし、文書での改善報告を求める事項)			
注意・要望事項(後日、文書指摘をし、改善を求める事項※文書での報告は求めない) 指 示 事						
項等	頃 口頭指示事項(現場で口頭指示した主か事項)					
	連絡事項等					